

神戸大学 学報

昭和28年11月15日発行 号外

◎ 学内規則

神戸大学学長選考規程並びに全細則を次のように定める

昭和28年10月15日

大学長

神戸大学学長選考規程 昭和28年10月15日制定

第1条 神戸大学学長（以下学長という）の選考は、この規程により神戸大学協議会（以下協議会という）が行う。

第2条 学長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

1. 学長の任期が満了するとき
2. 学長が辞職を申出たとき
3. 学長が欠員となつたとき

2. 協議会は、前項第1号に該当する場合においては、任期満了の少くとも2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合においては、辞職の申出のあつたとき、又は欠員となつたとき、遅滞なく、学長選考の手続を開始しなければならない。

第3条 学長は、本学に在職する学長及び専任の教授の中から選考する。

第4条 学長の選考は、選挙の結果に基づいて行う。

2. 学長の選挙に投票を行うことのできる者（以下選挙権者という）は、選挙公示の日の5日前において、専任の教官として、本学に在職する学長、教授、助教及び講師とする。但し、投票の日までに退職、配置換、転任等の移動により、前掲の教官でなくなつた場合は、投票を行うことできない。

第5条 学長の選挙の投票は、学長候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）の推薦する候補者について行う。

2. 推薦委員会は、協議員に分校主事1名を加えたものをもつて組織する。

3. 推薦委員会の委員長には、協議会の議長をもつてあつてゐる。

4. 推薦委員会に、幹事及び書記をおき、協議会の幹事及び書記をもつてあつてゐる。

5. 推薦委員会は、必要があるとき認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

第6条 推薦委員会の推薦する候補者の数は、3名とし、2名連記の投票によつて選ぶ。

第7条 選挙の管理は、学長選挙管理委員会（以下管理委員会という）が行う。

2. 管理委員会は、次の委員をもつて組織する。

1. 経済学部、経営学部、法学部、工学部、教育学部、文科及び理科から各2名
2. 教養課程（御影分校及び姫路分校）から2名
3. 経済経営研究所から1名

3. 推薦委員会から推薦せられて候補者となつた者は、管理委員会の委員となることではない。

4. 管理委員会の委員長は、委員の互選によつて定める。

5. 管理委員会に、幹事及び書記を置き、協議会の幹事及び書記をもつてあつてゐる。

6. 管理委員会は、選挙に関する事務を、事務職員に委任することができる。

第8条 管理委員会は、投票を行う日の7日前までに次の事項を公示する。

1. 投票を行う日時
2. 投票を行う場所
3. 推薦委員会の推薦した候補者の氏名（50音順に記載する。）

第9条 公務、病氣その他已むを得ない事由により、投票の当日、指定された場所において、投票を行うことのできない者は、不在投票を行うことができる。

第10条 開票及び投票の効力の判定は、管理委員会が行う。

2. 協議会は、必要があると認めるときは、管理委員会の行った投票の効力の判定につき、審査を行うことができる。

第11条 投票の結果、最高得票者の得票数が全有効投票数の過半数に達しない場合は、上位の2名につき再投票を行う。

第12条 選挙が終了したときは、管理委員会は、選挙の状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

第13条 選挙の結果学長として選ばれた者は、辞退することはない。但し、已むを得ない事由があるものとして、協議会が承認した場合は、この限りでない。

第14条 学長の任期は、4年とする。

2. 学長は、重任することができる。但し、その任期は継続して6年を超えることではない。

附則

この規程は昭和28年10月15日から施行する。

神戸大学学長選考規程細則 昭和28年10月15日制定

第1条 選挙人名簿は、管理委員会が調製する。

2. 選挙人名簿の様式は、別記様式第1のとおりとする。

第2条 選挙人名簿は、選挙公示の日から投票の日の2日前まで、庶務課、各学部、各分校及び経済経営研究所の事務室において縦覧に供する。

第3条 選挙人は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があるとき認めるときは、縦覧期間内に、管理委員会に異議の申立をすることができる。

2. 管理委員会は、前項の申立を受けたときは、投票の前日までに、その申立が正当であるか否かを決定し、その申立を正当であるとき決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正する。

第4条 選挙に関する公示は、所定の掲示場に掲示して行う。

第5条 投票所を設置する場所、及び各選挙権者の投票すべき投票所は、管理委員会が定める。

第6条 各投票所に投票管理者を置く。

2. 投票管理者は、管理委員会の委員をもつてあつてゐる。

第7条 各投票所に投票立会人2人以上を置く。

2. 投票立会人は、選挙人名簿に記載された教官の中から管理委員会が委嘱する。

第8条 投票に関する事務を処理するため、各投票所に事務職員を配置する。

2. 各投票所に配置する事務職員は、投票管理者が当該部局長と協議の上委嘱する。

第9条 投票用紙は、投票所の受付において交付する。

2. 投票用紙の様式は、別記様式第2のとおりとする。

申合事項 ~~↑学生考規程編制↓~~

一 形式的に、教授、助教授又は講師として任命された者であつても、
実質的に教官の職務に従事していない者については、~~進修~~進修を認め
ない。

二 規程第四條但書の「奨励の日時」は、~~教授会~~教授会において決定のあつ
たときとする。